

「富士見市行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例」の要旨

1 制定趣旨

工業標準化法の一部改正に伴い、「日本工業規格」の名称が「日本産業規格」に改められることから、行政不服審査制度において審査請求人等による書類等の交付の求めがあった場合に交付する用紙の大きさを定める部分を改正するもの

2 改正内容

条例別表備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

3 施行日

令和元年7月1日

富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 用紙の大きさは、<u>日本産業規格</u>A列3番又はA列4番とする。2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。	<p>別表（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 用紙の大きさは、<u>日本工業規格</u>A列3番又はA列4番とする。2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。